

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例
藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（給食食材料費）

第5条 食事の提供を受けるものの保護者は、当該食事の提供に要する費用（以下「給食食材料費」という。）として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供（藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号。以下「特定教育・保育施設等運営基準条例」という。）第13条第4項第3号ア及びイに掲げる副食の提供又は同号ウに規定する食事の提供を除く。次号において同じ。）として、副食及び主食の提供を受けるものの保護者 月額5,500円
- (2) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供として、副食のみの提供を受けるものの保護者 月額4,500円
- (3) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供として、主食の提供を受けるものの保護者（特定教育・保育施設等運営基準条例第13条第4項第3号ア又はイに該当するものに限る。） 月額1,000円

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公立保育所において、3歳児クラス、4歳児クラス及び5歳児クラスに所属する児童に対して選択制により主食を提供することに伴い、給食食材料費を実費徴収するため、所要の改正をする必要による。